

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所
固定資産貸付規程

(平成 29 年 4 月 1 日規程第 54 号)

(令和元年 10 月 1 日規程第 49 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所固定資産管理規程（平成 29 年規程第 53 号）第 26 条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）の固定資産の貸付に関し必要な事項を定める。

(貸付できる固定資産の範囲)

第 2 条 貸付できる固定資産は、次に掲げるものとする。

- 一 固定資産のうち、土地、建物及び建物附属設備とする。

(貸付基準)

第 3 条 固定資産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸し付けることができる。

- 一 国又は地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき
- 二 水道事業、電気事業、ガス事業等の公益事業の用に供するとき
- 三 災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき
- 四 法人の職員及び施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき
- 五 前各号に掲げるもののほか、法人の目的を達成するために必要な場合若しくは法人の効率的な事業運営に資すると認められるとき

(貸付期間)

第 4 条 固定資産を貸し付ける期間（以下「貸付期間」という。）は、土地の場合は 3 年以内、その他の場合は 5 年以内とする。ただし、これらの貸付期間とすることが実情に即さないと理事長が認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の貸付期間は、これを更新することができる。この場合において、更新した貸付期間は、同項に規定する貸付期間を超えることができない。

(貸付の申請手続)

第 5 条 固定資産の貸付を受けようとする者があるときは、その者から資産借受申請書（様式第 1 号）を資産管理責任者（会計規程第 5 条第 1 項に規定する資産管理責任者をいう。以下同じ。）に提出させなければならない。

- 2 前項の申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査の上、貸し付けることを適当と認めるときは、契約を締結するものとする。
- 3 前項の契約を締結するとき、契約書又はこれに相当するものに次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。ただし、契約の内容により必要のない事項は省略することができる。
 - 一 貸付を受ける者の住所及び氏名
 - 二 貸し付ける固定資産の所在、種類及び数量
 - 三 貸付の目的及び用途
 - 四 貸付期間及び貸付期間更新の方法
 - 五 貸付料の額、支払方法及び納入期限並びに貸付期間中の貸付料の改定方法、途中解約時の貸付料の取扱い等
 - 六 転貸等の禁止
 - 七 貸付を受ける者の届出事項
 - 八 契約の解除
 - 九 有益費及び必要費の請求権の放棄

十 原状回復及び損害賠償の義務

十一 その他必要な事項

(貸付料)

第6条 固定資産の貸付料は有償とする。

2 固定資産の貸付料は、貸付期間1年につき、次の各号に定める算式により計算した額とする。

一 土地

当該土地の価額×(3/100)×(当該土地のうち貸し付ける部分の面積/当該土地の面積)

二 建物 (当該建物の価額×(6/100)+前号に定める算式により計算した当該建物の敷地の貸付料相当額)×(当該建物のうち貸し付ける部分の面積/当該建物の延べ面積)

3 貸付期間が1年に満たないときは、日割計算によるものとする。

4 第2項及び前項の規定により算定した額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満のときは、その端数金額又はその全額を百円とする。

5 第2項の規定により算定した額が、近傍類地の地代又は近傍同種の建物の賃借料等に比して著しく不相当と認められる場合は、近傍類地の地代又は近傍同種の建物の賃借料等に比準して貸付料を算定することができる。

(その他貸付料)

第7条 電柱、標識等の貸付料は、原則として、「神奈川県行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例」別表に定める額とする。

(消費税)

第8条 建物に係る貸付料及び使用期間が一月に満たない土地に係る貸付料等消費税法(昭和63年法律第108号)の課税の対象となる固定資産に係る貸付料は、前2条の貸付料の額(第10条の規定により減額し、又は免除する場合にあっては当該減額し、又は免除した後の額)に110/100を乗じて得た額とする。この場合において、十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(光熱水料等)

第9条 固定資産を貸し付ける場合には、次の各号に掲げる費用をその貸付料とは別に請求するものとする。ただし、資産管理責任者が請求することが適当でないと認めた場合は、この限りでない。

一 電気料、通信料(電話料等)、ガス料及び上下水道料

二 冷暖房に要する経費

三 その他の経費

(貸付料の減免の基準)

第10条 資産管理責任者は、公用、公共用又は公益上その他必要があると認めたときは、次の各項に定めるところにより貸付料を減免することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付料を免除することができる。

一 災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき

二 理事長が特別の理由があると認めたとき

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付料を減額することができる。

一 法人の事務又は事業と密接な関連を有する公共的団体において、本来法人が実施すべき事業を当該団体が行うとき

二 法人業務と密接な関連があつて公益上の必要に基づき使用させるとき

三 法人の職員及び施設を利用する者等の福利厚生のための施設として使用させるとき

四 前各号に掲げるもののほか、法人の職員及び施設を利用する者等の利便性を向上させるものであって、資産管理責任者が特に必要と認めたとき

(貸付料の減免手続)

第11条 貸付料の減額又は免除を受けようとする者があるときは、その者から資産貸付料減額・免除申請書(様式第2号)を提出させなければならない。

(貸付料の徴収方法)

第12条 貸付料は、貸付を受けた者から、資産貸付契約書の定めるところに従い徴収する。

(貸付料の還付)

第13条 既納の貸付料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(競争的手法による貸付)

第14条 自動販売機の設置など市場性を反映する余地があるものについては、この規程によらず競争的手法を用いることを原則とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

資産借受申請書

令和 年 月 日

様

申請者 住所
氏名 印

次のとおり固定資産を借り受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 借受物件 所在地
施設名
使用部分
使用面積
- 使用目的
- 使用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 添付書類 関係図面
- 担当者名・連絡先

資産貸付料減額・免除申請書

令和 年 月 日

様

申請者 住所
氏名

印

次の固定資産の使用について、貸付料の減額・免除を受けたいので申請します。

記

1 借受物件 所在地
施設名
使用部分
使用面積

2 減額・免除申請の理由

3 担当者名・連絡先